議案第82号

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 標記条例を次のように制定する。

令和2年12月1日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例

八幡浜市介護保険条例(平成17年条例第139号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

9 よりに以上する。	
改正後	改正前

附則

(延滞金の割合の特例)

8 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年

__中においては、年

14.6パーセントの割合にあっては<mark>その年</mark> における 延滞金特例基準割合に でおける 近滞金特例基準割合に 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあっては当該 延滞金特 例基準割合に年1パーセントの割合を加算した 割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とする。 附則

(延滞金の割合の特例)

8 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の 年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセ ントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の 特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措 置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項 **の規定により告示された割合** に年1パーセ ントの割合を加算した割合をいう。以下この項に おいて同じ。)が年7.3パーセントの割合に満 たない場合には、その年(以下この項において「特 **例基準割合適用年」という。)**中においては、年 14.6パーセントの割合にあっては当該特例基 準割合適用年における特例基準割合に 7. 3パーセントの割合を加算した割合とし 7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準 割合に 年1パーセントの割合を加算した 割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの 割合を超える場合には、年7.3パーセントの割 合)とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市介護保険条例附則第8項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。